

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地土地改良事業推進協議会

理事長 島田 幸三
会長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
電話(代表) 0299-22-2010



石岡台地第2揚水機場（ドローンによる撮影画像）

も く じ

- ・ 理事長挨拶 P 2
- ・ 第76回通常総代会について P 3
- ・ 新総代及び役員について P 4
- ・ 令和6年度予算及び令和4年度決算について P 5
- ・ 令和6年度主な補助事業の実施について P 6
- ・ 管理課トピックス P 7
- ・ 賦課徴収課からのお知らせ P 8



多面的機能支払交付金による植栽の様子

Ishioka Daichi

石岡台地土地改良区理事長

石岡台地土地改良事業推進協議会会長

島田 幸三



新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましてはお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より石岡台地土地改良区の業務運営、並びに事業推進に対して、ご理解、ご支援を賜りまして、心より厚く感謝申し上げます。

石岡台地におきましては、昨年4月に総代選挙がありまして80名の総代が選出され、5月には新しい役員が決まり新体制になりました。4年間この体制で参りますのでよろしくお願ひします。

そして今年度の国営用水ですが、毎年続く夏の猛暑により、電気料金が高騰したことなど、今後とも稲作農家の厳しい環境は継続すると思われれます。

石岡台地としては、今後とも組合員の要望に応えながら用水の安定供給に努めてまいります。

石岡台地管内の事業実施状況ですが、小美玉市の県営畑総事業小岩戸地区(23ha)の整備が3年目を迎え、県営経営体育成促進事業倉敷・与沢地区(50ha)が2年目となります。かすみがうら市においては、令和4年度から開始した耕作放棄地の

ほ場整備を実施した畑に、今年度は竹を使った暗渠排水工事を実施しております。そして農業参入した法人の梨栽培(8ha)が始まったところです。

次に、最も重要な懸案事項である老朽化した国営施設の更新について、現在、国及び県に対し、実施に向けて要望しておりますが、石岡台地の受益地面積の見直しが必要であることから、1万1千人の組合員のご理解を頂く必要があります。

その準備が出来ましたら、皆様にご案内をさせて頂きますのでご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、石岡台地土地改良区は組合員の期待に添えるよう、役員一同職務に邁進してまいりますので今後とも一層のお力添えをお願ひ申し上げます。ごあいさついたします。

新任職員紹介



栢 植 大 史

5月から石岡台地土地改良区賦課徴収課に配属されました栢植です。

土地改良区の運営の根幹となる賦課金を組合員の皆様からお預かりする責任の重い業務ですので、常に緊張感を持ち前職の経験を活かしながら日々努めてまいります。

ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。

第76回通常総代会、第77回臨時総代会を開催

第76回通常総代会付議事項

- 議案第 1号 不納欠損処理(案)について
- 議案第 2号 志筑地区一部の編入及び加入金免除について
- 議案第 3号 石岡台地土地改良区委員会処務規程の一部変更案について
- 議案第 4号 会計細則の一部変更案について
- 議案第 5号 令和4年度事業報告及び財務諸表等について
- 議案第 6号 令和5年度事業計画・一般会計収入支出補正予算等専決報告について
- 議案第 7号 令和6年度事業計画(案)について
- 議案第 8号 令和6年度賦課徴収額及び納入期日(案)、並びに地区除外
決済金算定基準(案)について
- 議案第 9号 令和6年度一般会計収入支出予算(案)について
- 議案第10号 令和6年度農業基盤整備資金借入(案)について
- 議案第11号 令和6年度現金保管に関する金融機関指定(案)について
- 報告第 1号 滞納処分の経過報告について
- 報告第 2号 土地改良法132条検査結果及び改善事項等について



第77回臨時総代会付議事項

- 議案第 1号 石岡台地土地改良区役員の選任(案)議決について

第76回通常、第77回臨時総代会について

令和6年3月27日(水)四季文化館みのくれ 森のホール
において第76回通常総代会を開催いたしました。

総代現在数78名中57名の出席及び書面議決による出席5名、
合計62名の出席もと、島田理事長あいさつ、来賓及び祝電の
紹介、石岡台地土地改良区総代の功労者表彰を執り行なった
後、小美玉市の柴崎 裕夫総代を議長に選出し、令和6年度
事業計画及び令和6年度一般会計収入支出予算を含めた11議
案が原案どおり可決されました。

また、令和6年5月23日(木)に同じく四季文化館みのく
れ 森のホールにおいて、新総代のもと、第77回臨時総代会
を開催いたしました。

総代現在数80名中61名の出席をいただき、笠間市の柳原正
之総代を議長に選出し、石岡台地土地改良区役員の選任案に
ついて投票を実施し、理事27名、監事4名が新たに選任され
ました。



←柴崎総代



→表彰者代表
左から
久保田総代、
坂本総代、
岡田総代



←柳原総代



→表彰者代表
左から
鈴木理事、
小泉理事、
市村理事

新総代及び役員について

任期満了に伴う総代選挙が、去る4月10日に行われ、次の方々が総代に就任されました。

新総代一覧(順不同)

任期：令和6年4月27日から令和10年4月26日(4年間)

市 町	氏 名	市 町	氏 名	市 町	氏 名	市 町	氏 名
石岡市 25名	柏村 通泰	かすみがうら市 9名	安達 忠直	小美玉市 30名	河崎 昌義	小美玉市	小林 正直
	福田 隆一		加藤 利一		長谷川 真一		長島 久男
	原田 安城		山崎 延雄		関口 輝門		長島 正文
	小吹 長二郎		平岡 孝一		東ヶ崎 文則		井坂 健一
	高栖 勝正		嶋田 保二		西村 公利		石田 敏行
	岡野 勝		元木 健生		加藤 吉博		田口 忠
	大塚 力		石塚 宏通		加藤 源夫		細谷 重男
	飯塚 正裕		川上 直樹		飯塚 均		重藤 次男
	清水 敏信		井坂 明弘		宇津野 庄一郎		大野 毅一
	久保田 公明	松信 久	宮嶋 一夫		高崎 芳行		
	中島 良雄	坂野 祐一	木村 清貴		長谷川 和志		
	木村 利己	坂本 成則	太田 忠良		茨城町 5名	岩瀬 弘	
	真家 本樹	岡野 逸雄	額賀 茂樹	石田 富歳			
	田中 安一	中根 俊明	中野谷 博	宇佐美 武士			
	藤浪 兼吉	小磯 忠史	島田 誠志	菊池 孝次			
	宇田 正夫	中林 博文	村山 和浩	奥谷 昌夫			
	富田 実	田口 孝	柴崎 裕夫	行方市 2名	岡田 晴雄		
	友部 文夫	友部 要一	井坂 和久		久保田 浩一		
市村 明	柳原 正之	大塚 真一	鉾田市 2名	新堀 隆			
小松崎 薫	長谷川 一男	山口 忠男		大関 優			

総代 80名

任期満了に伴う役員改選が、去る5月23日に行われ、次の方々が選任されました。

新役員一覧(順不同)

任期：令和6年5月31日から令和10年5月30日(4年間)

役 名	氏 名	市 町	員外員内	就任別	役 名	氏 名	市 町	員外員内	就任別
理 事 長	島田 幸三	小美玉市	員外	再任	理 事	島田 清一郎	小美玉市	員内	新任
副理事長	谷島 洋司	石岡市	員外	再任	〃	押手 哲也	小美玉市	員内	新任
常務理事	飯田 勤	石岡市	員外	再任	〃	村山 尚武	小美玉市	員内	再任
理 事	鈴木 行雄	石岡市	員内	再任	〃	田山 久夫	小美玉市	員内	新任
〃	山口 亨	石岡市	員内	再任	〃	橋本 勝	小美玉市	員内	再任
〃	磯部 進	石岡市	員内	新任	〃	小林 宣夫	茨城町	員外	再任
〃	小松 與平	石岡市	員内	新任	〃	和家 文雄	茨城町	員内	再任
〃	大槻 敏夫	石岡市	員内	新任	〃	鈴木 周也	行方市	員外	再任
〃	関口 忠男	石岡市	員内	再任	〃	小沼 博志	行方市	員内	新任
〃	宮嶋 謙	かすみがうら市	員外	再任	〃	岸田 一夫	鉾田市	員外	再任
〃	鈴木 一郎	かすみがうら市	員内	再任	〃	高埜 栄治	鉾田市	員内	新任
〃	岡崎 勉	かすみがうら市	員内	再任	総括監事	荒川 一秀	小美玉市	員内	再任
〃	山口 伸樹	笠間市	員外	再任	監 事	大野 静夫	石岡市	員外	再任
〃	友部 靖雄	笠間市	員内	再任	〃	田崎 清	かすみがうら市	員内	新任
〃	市村 文男	小美玉市	員内	再任	〃	山崎 美榮子	石岡市	員外	新任
〃	木名瀬 幸吉	小美玉市	員内	再任					

理 事 27名

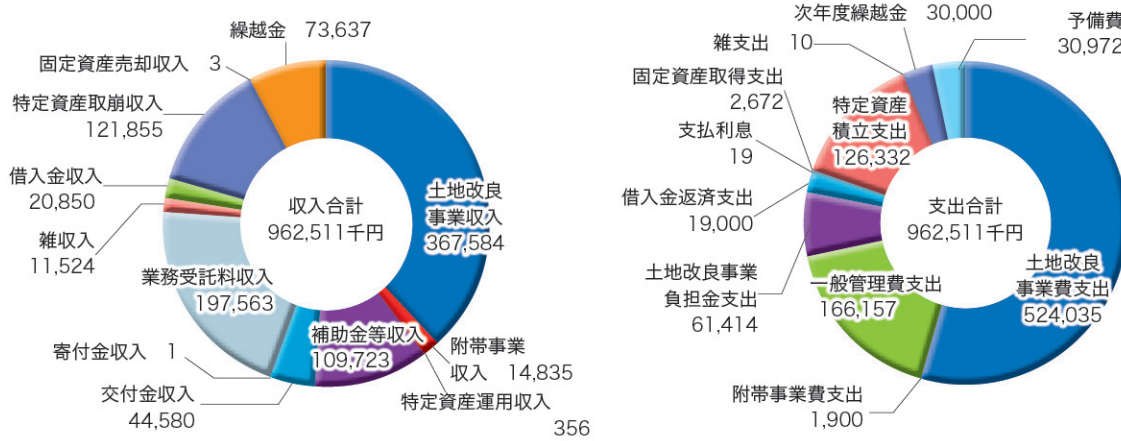
監 事 4名

令和6年度予算及び令和4年度決算について

令和6年度 一般会計 予算

収支予算

(単位：千円)



経常賦課金：4,000円/10a 6月賦課 事務費、国営基幹施設の維持管理費

令和4年度 一般会計 決算

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

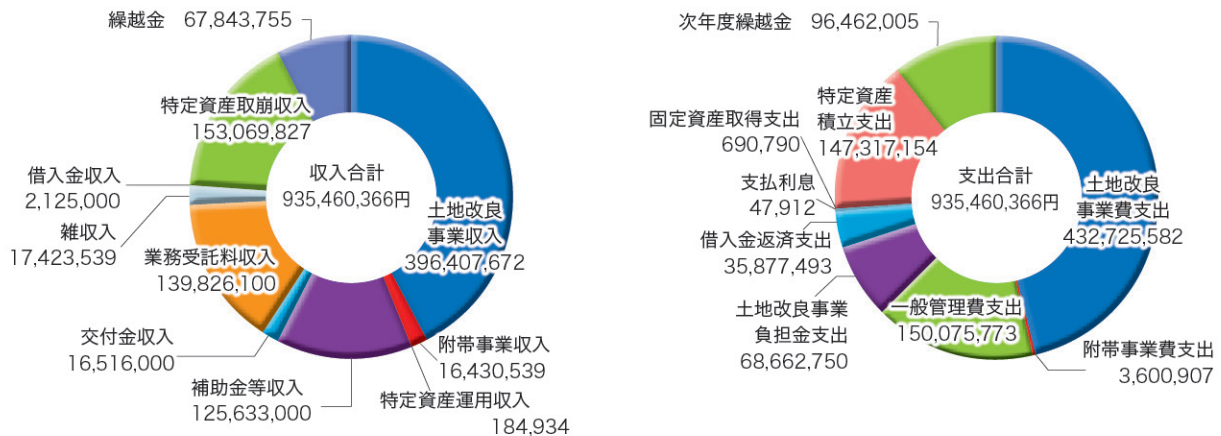
(単位：円)

資産の部		負債の部	
1 流動資産	136,936,823	1 流動負債	37,274,946
現金及び預金	96,798,260	未払金	32,968,578
未収賦課金等	4,770,263	預り金	1,332,553
その他未収金	33,964,876	短期借入金	345,815
その他流動資産	1,403,424	適正化事業抛 outcomes 短期未払金	2,628,000
2 固定資産	2,135,852,876	2 固定負債	106,013,802
(1)基本財産		公庫資金等長期借入金	31,031,496
山林、宅地及びその従物	24,800,000	適正化事業抛 outcomes 長期未払金	3,078,000
(2)特定資産		職員退職給付引当金	67,018,120
所有土地改良施設	1,320,248,054	その他固定負債	4,886,186
土地改良施設用地等	1,529	負債合計	143,288,748
受託土地改良施設使用収益権	872		
財政調整積立資産	103,217,267		
職員退職給付引当積立資産	54,592,421		
転用決済金積立資産	205,882,102		
3 繰延資産	0		
施設更新積立資産	260,352,284		
建物等更新積立資産	70,433,314		
施設維持管理積立資産	47,343,229		
(3)その他固定資産			
建物	8,103,698		
機械及び装置	268,126		
車両運搬具	1,954,211		
器具備品	1,866,155		
ソフトウェア	605,954		
適正化事業抛 outcomes	7,314,000		
長期未収賦課金等	28,411,325		
その他固定資産	11,227,496		
不納欠損引当金	△ 10,769,161		
資産合計	2,272,789,699		
		正味財産の部	
		正味財産合計	2,129,500,951
		負債及び正味財産合計	2,272,789,699

収支決算

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)



令和6年度 主な補助事業の実施について

(1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 186,000千円

電気料・整備補修費等(国営第1・2・3揚水機場)

(2) 水利施設管理強化事業 事業費 61,940千円

電気料・整備補修等(支線機場、分土工付帯工等)

(3) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 46,500千円

揚水機場更新(巴川流域第8機場)、排水機場補修(恋瀬川左岸第4排水機場)

頭首工補修(金谷久保堰)、排水路補修(羽鳥地区支線排水路)

(4) 県単土地改良事業 事業費 68,098千円

恋瀬川上流第3-4地区、園部川第2.3.4地区、巴川流域第1-2地区、石岡台地地区(志筑)

(5) 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

地区の維持管理補修・環境整備(事務受託70地区)

(6) 県営畑地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備(小岩戸地区)

(7) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(倉数・与沢地区、梶無地区第1工区)



水利施設管理強化事業による変圧器の更新の様子



土地改良施設維持管理適正化事業による排水路護床工事の様子

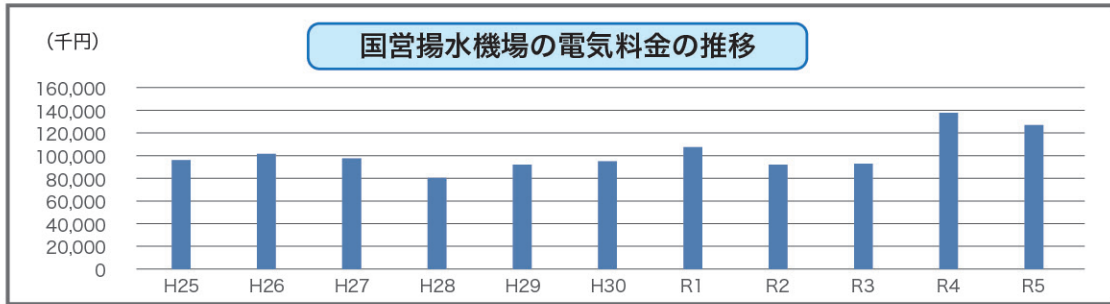


多面的機能支払交付金による水路の草刈り作業



県単事業による電動仕切弁の更新

管理課トピックス



・電気料金の値上げの影響

農事用電気料金は、令和4年度から急激な電気料の値上げをされております。石岡台地の国営揚水機場では支出における電気代の占める割合が大きくなり、施設整備にかけられる予算の不足により、今後の維持管理が困難になる可能性が増大しています。その為、今後賦課金が値上げされないよう雨天時の機場送水休止や無用な水田へのかけ流しは行わない等、節水節電にご協力をお願いします。

施設維持管理区分

石岡台地土地改良区の区域では、施設別に石岡台地土地改良区、地区維持管理組合、受益者により維持管理を行っています。

① 石岡台地土地改良区

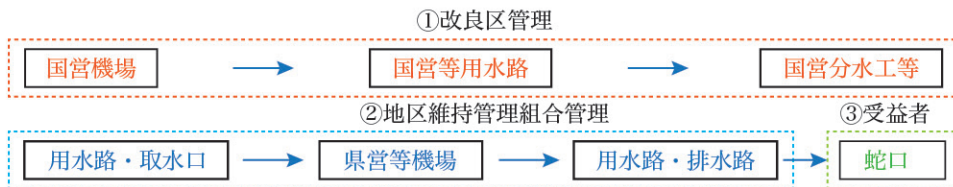
国営等揚水機場、幹線支線用水路等の管理を行います。(機場運転、分土工用水調整、機場・用水路等整備補修)

② 地区維持管理組合

県営、団体営等用水・排水機場、用排水路を改良区と維持管理組合で締結した管理協定書に基づき、地区維持管理組合が地区施設全般の管理を行います。(機場運転、用水調整、機場施設補修等)

③ 受益者

蛇口、暗渠排水等(個人負担)



※水田に面した水路の軽微な崩れは受益者による補修が一般的。

霞ヶ浦で繁殖している特定外来生物ナガエツルノゲイトウについて

現在、当地区内ではナガエツルノゲイトウの生殖は確認されていませんが、繁殖性と再生能力が強い為、除去することが大変です。生態系や農作物にも影響を与えてしまいますので、もし機場及び水路等で発見された場合は、維持管理組合長、石岡台地土地改良区までご連絡下さい。大切な農地を守る為、侵入・定着を防ぎましょう。

花



根



※出典写真

「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」(農林水産省) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/nagae-2.pdf を加工して作成

賦課徴収課からのお知らせ

期限内に納入しましょう

経常賦課金を期限内に納入されない場合は督促状が送付され、延滞日数に応じ延滞金が加算される場合もあります。

また、「督促状」、「催告状」が送付されても納入されない場合は、弁護士法人エジソン法律事務所による債権回収及び土地改良法第39条第5項による「滞納処分（差押え）」を行うことがございますので、期限内に納入されるようお願いいたします。

納入は口座振替が便利でお勧めです

現金で納入する手間が省けて納入忘れも防ぐことができる、便利で手数料もかからない口座振替（自動引落）をご利用ください。（取扱金融機関は、土地改良区に確認願います）

口座振替領収証は原則発行しませんので、口座振替の預金通帳でご確認ください。

なお、発行を希望される方には個別に対応いたします。

農地を転用するときは決済金の納入が必要です！

土地改良区受益地の農地を農地以外に転用するときは、土地改良法第42条の規定により、地区除外決済金の納入が義務づけられています。

公共事業用地（国・県・市町の道路用地等）として買収される場合なども、同様に地区除外決済金の納入が必要となります。

組合員の資格に異動があったときは届け出が必要です！

- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更したとき
- 農地を賃貸借契約または解約したとき
- 組合員が亡くなられたとき
- 農業者年金受給または老齢等により経営を委譲したとき
- 住所を変更したとき

これらに該当する場合には「資格得喪通知」の提出をお願いします。

※公共機関での手続きが完了しても、土地改良区へ届け出をしなければ変更されません。必ず当土地改良区へ届け出てください。

※売買等により滞納金のある農地を取得すると、土地改良法第42条の規定により、新しい権利者に納入義務が生じますので、農地を取得するときは滞納があるか、必ず当土地改良区へお問い合わせください。



石岡台地土地改良区 〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
 Tel.0299-22-2010 Fax.0299-22-2019 <https://www.ishiokadaichi.jp/>
 中央管理所（配水期間中4月21日～8月31日）駐在
 茨城県小美玉市中延2219 Tel.0299-58-1468